平成２３年（フ）第１２２２号
東京都福生市北田園１丁目２番地７大沢レジデンス103号室
債務者　若色登美江
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３０号
東京都小金井市本町３丁目13番24号リーブル小金井105
債務者　藤井美枝子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３１号
東京都小金井市本町３丁目13番24号リーブル小金井105
債務者　藤井　　仁
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２９０号
東京都西多摩郡日の出町平井700日の出荘、住民票上の住所神奈川県綾瀬市小園1046番地高木工業小園寮管理人室
債務者　安達　保夫
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１１７号
東京都小平市上水新町１丁目３番１号
債務者　伊藤　キヱ
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３３７号
東京都三鷹市井口３丁目３番22号メゾン小川205
債務者　服部　祐佳
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３５８号
東京都八王子市鑓水２丁目84番地７―303
債務者　関　　秀子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４０号
静岡市清水区江尻東２丁目４番９号
債務者　木村　奈々
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１５８３号
千葉県市原市国分寺台中央７丁目９番地13
破産者　椎谷あや子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５７３号
千葉県東金市家徳南桜田290番地の４
破産者　有限会社寿生コン
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７２７号
千葉県鎌ケ谷市初富89番地１　サンピア鎌ケ谷615号
破産者　野原　愛子
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８７９号
千葉市花見川区南花園２丁目９番19―203号
破産者　安井　　均
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８０号
福岡県嘉麻市漆生1493番地10
破産者　株式会社カーサファン
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２６号
千葉市美浜区高浜２丁目２番１号
破産者　株式会社京葉中央商事
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３４６号
東京都足立区東和３丁目13番１―1021号、旧住所千葉県浦安市明海６丁目１番11―1301号
破産者　淺井　卓也
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７２９号
千葉市美浜区幸町２丁目８番３棟108号
破産者　加藤　省吾
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１７号
千葉市花見川区幕張町５―382―１―213
破産者　株式会社キューサイト
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８３９号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区13棟103号、開始決定時の住所千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区34棟304号
破産者　清水ふみ子
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係